

全中理会員各位

全国中学校理科教育研究会 OB 会  
会 長 龍 崎 邦 夫

全国中学校理科教育研究会 OB 会の紹介と加入案内

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

新学習指導要領の円滑な実施と全国の理科教育の充実発展にご尽力されている皆様に敬意を表します。

これまで様々な活動をされた先生方で無事にご退職を迎えられる方々も多くおられると思いますが、継続して相互の情報交換を行うとともに今後も全中理の活動を支援したいとお考えの方もおられることと思います。ここに、そのようなお考えの方々に構成している全国中学校理科教育研究会 OB 会についてご紹介させていただきます。

全中理 OB 会は昭和 61 年に結成し、現在は別紙のような組織及び会則の下、会員約 90 名で活動しております。

活動内容につきましては、会報を年 3 回発行し理科教育の現状や会員相互の情報交換を行うとともに、全中理全国大会の情報提供、年 1 回の総会の開催などを行っております。

この OB 会には、これまで理科教育の充実発展に取り組まれた方、今後の理科教育に関心をお寄せの方であればどなたでも加入することができます。

つきましては、別紙の会則をご覧ください、趣旨にご賛同いただき、ぜひ全中理 OB 会にご加入下さいますようお願い申し上げます。ご加入いただける場合は、下の「加入申込書」を申込書送付先宛にお送りください。メールにて同様の内容をお送りいただいても結構です。

多くの方々のご入会をお待ちしております。

【申込書送付先】

〒113-0022 東京都文京区千駄木 2-23-7

全中理支援センター内 OB 会事務局      « E-mail   zcrobkai1@gmail.com »

..... キ ..... リ ..... ト ..... リ .....

全国中学校理科教育研究会 OB 会 加入申込書

令和      年      月      日

全国中学校理科教育研究会 OB 会 会長 龍崎 邦夫 様

全中理 OB 会に加入します

地 区 名	
氏 名	
住 所	〒
電話/mail	

【別紙】

## 全国中学校理科教育研究会 OB 会 組織

役員

役 職	氏 名
会 長	龍崎 邦雄(東京)
総 務	三橋 敬夫(関東) 瀬田 栄司(東京) 高畠 勇二(東京)
庶 務	木村 津登志(東京) 鶴田 櫻(関東) 岩立 平(東京)
会 計	小川 忠彦(東京) 関田 隆(関東)
会 報	小林 徳夫(東京) 宇田 永治(関東) 岡田 行雄(東京)
会 員	立澤 比呂志(東京) 前田 辰雄(東京)
監 査	青木 康茂(関東) 大橋 信介(関東) 田中 史人(東京)

会員構成(令和 6 年 1 月現在)

地区	会員数	内、名誉会員
顧 問	4	3
会 長	1	0
役 員	16	5
北海道	12	4
東 北	3	0
東 京	21	9
関 東	8	3
中 部	2	2
近 畿	11	2
中四国	3	1
九 州	3	0
合 計	84	29

【別紙】

全国中学校理科教育研究会 OB 会 会則

- 第1条 本会を全国中学校理科教育研究会 OB 会（略称：全中理 OB 会）と称する。事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会は、全国中学校理科教育研究会の元会員で同会の発展に寄与し、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者を会員とする。
- 第3条 本会は、全国中学校理科教育研究会の発展充実を側面的に支援するとともに、会員相互の親睦と研修を図り、理科教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、目的達成のため下記の事業を行う。
- ① 全国中学校理科教育研究会の活動への協力
  - ② 理科教育に関する情報の収集と意見の公開
  - ③ 情報の交換と会報の発行（年 3 回を原則とする）
  - ④ 会員の親睦に関する事業
  - ⑤ その他本会の目的達成のために必要な活動
- 第5条 本会に下記の役員を置く。
- ① 会長 1 名
  - ② 幹事 若干名
- 第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
- ① 会長は会務を統括し、会を代表する。
  - ② 幹事は会長を補佐し、総務・庶務・会計・会報・会員について次の会務を分掌する。  
総務：会全体を統括して、他の幹事に所属しないすべての事項。  
庶務：連絡調整、会合の企画立案、会合通知などの作成・発送、事業報告書・事業計画案の作成、研修計画の立案と推進など。  
会計：会費の徴収、予算案・決算報告書の作成、会計処理など。  
会報：会報の作成計画の作成、会報の編集・発行・送付、記録写真等の整理など。  
会員：会員全般の動向の把握、会員名簿の作成・発行・連絡、新会員名簿の作成、会員基本台帳の維持・管理など。
- 第7条 会長は、全国中学校理科教育研究会会長経験者で推薦委員会をつくり、その推薦により総会で選出する。また、幹事は会長が委嘱する。
- 第8条 役員の仕事は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 第9条 本会に監査を置く。
- ① 監査は本会の会計を監査する。
  - ② 監査は会長が委嘱する。
  - ③ 監査の仕事は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- ① 顧問は役員会の検討を経て会長が委嘱する。
- ② 顧問は本会の会議に出席することができる。
- ③ 顧問は会長から諮問があった場合には、これに応えるものとする。

第11条 本会は会長が招集する下記の会議を設ける。

- ① 定期総会 年1回開催する。
- ② 臨時総会 必要に応じて開催する。
- ③ 役員会 年3回を原則にする。

第12条 本会に地方組織を設ける。

- ① 全国を、北海道、東北、東京、関東、中部、近畿、中四国、九州の8地区に分ち、各地区に支部を置く。
- ② 会員はいずれかの支部に所属するものとする。
- ③ 各支部に地区委員会を設置し、委員長1名及び副委員長・委員若干を置く。
- ④ 地区委員長は支部の事務を統括し、支部を代表する。
- ⑤ 地区委員長は各支部で選出し、会長に報告する。
- ⑥ 各支部の組織・事業については、各支部に於いて決定する。

第13条 会員は年間3,000円の会費を納入する。

第14条 会員の慶弔については、役員会で協議して決める。

第15条 喜寿を迎えた会員は、名誉会員に推薦する。

- ① 平成22年度までに名誉会員になられた方の会費は免除とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 本会の会則の改正は総会で行う。

付 則

- ① 必要に応じて細則を決めることができる。
- ② 会議に出席する旅費は全て自己負担とする。
- ③ この会則は平成4年8月8日から実施する。
- ④ 平成7年8月22日 一部改正
- ⑤ 平成12年8月27日 一部改正
- ⑥ 平成23年8月23日 一部改正
- ⑦ 令和元年8月22日 一部改正